令和3年度 第1回 運行管理高度化検討会 議事概要

【日時】令和3年6月28日(月)10:00~12:00 【出席委員】寺田座長、伊藤委員、今井委員、小田切委員、小野委員、酒井委員、佐 竹委員、篠宮委員、松谷委員、向委員

議事次第に沿って、事務局から資料を説明後、意見交換が行われた。 委員から出された主な意見は以下の通り。

- 点呼機器の性能要件を検討するにあたり、機器の運用においてデータをどのように活用するかという観点でも検討が必要。検討すべき項目の例としては、何を記録するか・どのくらいの期間保存するか・誰がアクセスできるようにするか・どのようなフォーマットで出力するか、等が挙げられる。
- O IT 点呼の所要時間や、一斉指示の実施可能性について検証すべき。また、グループ企業間で情報を共有するスキームについても検討されたい。
- 機器要件を取りまとめる際には、機器に必ず求めるべき最低限の機能(要件)と、 機器に備わっていると望ましい機能(要件)は切り分けて検討すべき。
- 〇 現在の法令上、貨物自動車運送事業において G マーク営業所が営業所間での IT 点呼を行う場合は 1 日 16 時間以内という制約があるが、高度な点呼機器を用いた際にもこの制約が必要かどうか検討すべき。
- 運転者や運行管理者のなりすまし防止は、輸送の安全確保のために厳格に管理する必要がある。本人確認の際には、指紋認証など個々の生体情報による管理を行う必要が生じると思われるが、個々人のプライバシー管理についても考える必要がある。
- 〇 現状では擬似的に不具合を作って検証を行っているが、実際の運行中の想定外の 事案についての結果も集められると良い。
- 〇 グループ企業間点呼の際の、車両整備に関する責任の所在について、運行管理者 と整備管理者の役割分担を含め整理する必要がある。
- 健康状態の把握のために、点呼における体温確認のほかに、どのような測定を組み合わせてリスク評価をすべきか、専門家の見地を踏まえ検討する必要がある。

- 〇 運送事業者の中には、運行管理者を車庫に派遣して対面点呼を行っている事業者 もあり、点呼支援機器を車庫に設置し自動点呼を行うことで、高い効果が得られる ケースもあると考えられることから、実験参加事業者について、営業所と車庫の間 の距離を把握しておくべき。
- 自動点呼について、点呼支援機器に記録された点呼結果の情報を後刻運行管理者 がどのように扱ったか実証実験の中で確認しておくと、認定制度の検討の際に参考 となる。
- 運行指示者の一元化について、責任の所在の明確化という観点での検討は、誰が どのような権限の下で指示を行ったのか、責任の所在が明確になるよう検証を進め てもらいたい。
- 〇 運行指示者の一元化については、現場の事業者の困りごとと制度立案に向けた方 向性をリンクさせて整理すべき。